

返還免除申請希望者 各位
(教育学研究科生(教職大学院生))

宇都宮大学 学生支援課

日本学生支援機構奨学金の特に優れた業績による返還免除について

このことについて、既に奨学金返還説明会等でお知らせしましたとおり、独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学生採用者で、今年度貸与が終了する者のうち特に優れた業績を挙げた者については、選考の上、奨学金の全額又は半額の返還が免除されることがあります。

つきましては、申請希望者は下記事項を参照の上、申請してください。

また、申請人数が本学の推薦枠を超えた場合は、学内選考により返還免除候補者を決定いたします。なお、候補者として推薦された場合でも、日本学生支援機構において認定されないことがありますので、ご承知おきください。

記

I 教育学研究科の推薦枠(予定)

- ・専門職学位課程枠・・・1人(確定枠)
- ・教員免除※(以下、教員枠)・・・人数制限なし
※教員採用試験に合格し、来年度から正規教員になる方が対象です。
詳細は添付のチラシをご確認ください。

II 申請書類の配付について

添付のとおり。下記本学HPからダウンロードすることも可能です。

本学HP>在学生の方>学費免除・奨学金制度>大学院第一種奨学金に係る返還免除制度について

URL：<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/campuslife/exemption.php>

III 申請書類の提出先・提出方法など

1. 提出先

学務部学生支援課学生支援係(峰キャンパス学務棟2階：ミニストップ併設の建物)
営業時間：平日のみ：8:30～17:00

2. 申請書類(紙とデータ両方の提出になります。推薦枠によって提出書類が異なります。)

印刷物(1部：宇大様式☆-1・☆-2，様式1-A又は1-B※，実績を証明する書類)＋USB※にデータをいれて、提出ください。

※教員枠の申請者はその他提出物がございしますので、『申請のてびき』をご確認ください。
※USBは返却いたします。

【裏面に続く・・・】

Ⅳ 受付期間

令和7年1月14日（火）～2月4日（火）平日のみ8:30～17:00

Ⅴ 結果について

返還免除候補者として本学から推薦された場合には、令和7年7月下旬に日本学生支援機構から直接結果が通知されます。推薦されたかどうかのお問合せは、令和7年5月13日（火）以降に学生支援課（028-649-5101）までお願いします。

令和6年度 日本学生支援機構奨学金

「特に優れた業績による返還免除」

申請のてびき（教員免除を含む）

申請を希望される方は、熟読のうえ申請してください。

特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中（現在所属している研究科）に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した者には、現在所属している研究科で貸与を受けた第一種奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。

推薦枠とその対象者（条件）

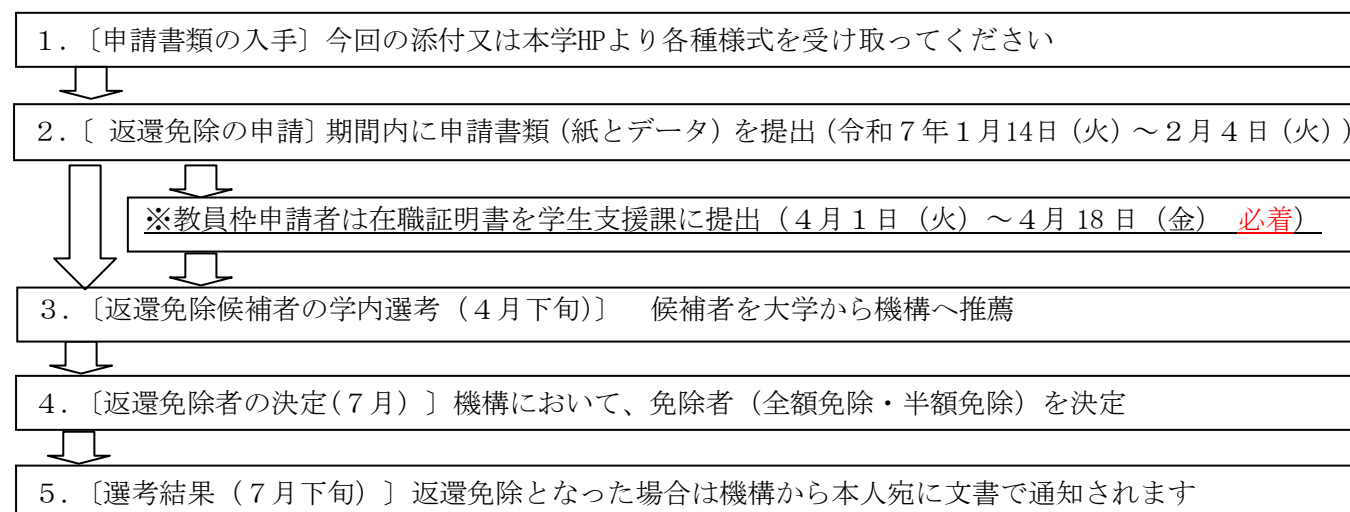
①専門職学位課程枠（以下、専門職枠）・・・本学の推薦可能人数 1名

大学院第一種奨学金採用者で、令和6年度中に貸与が終了する者（満期・辞退・退学等を含む）が対象です。

②教員免除（以下、教員枠）・・・本学の推薦可能人数 無制限

①専門職枠の対象条件に加え、教員採用試験に合格し、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者が対象です。第一種奨学金が全額免除となります。

【申請スケジュール】



I. 申請にあたって

返還免除を申請する方は、採否が決定するまで繰上返還を行なわないようにしてください。

提出書類について

- ・紙媒体とデータ両方の提出が必要です。
- ・提出した書類は返却できません。
- ・提出書類（ファイル）は原則A4サイズで印刷してください。

1) プリントアウト時の注意

必ず項目ごとに両面印刷し、片面ずつを貼り付けての提出はしないでください。

2) 作成上の注意

- ・修正箇所がある場合は、修正した上で、紙媒体とデータの両方を差し替えて提出してください。
- ・提出するデータは、印刷した際に枠からはみ出したり印刷切れしたりしないよう、プリントアウトし、確認・調整した上で提出してください。

3) 提出書類・ファイルの作成方法

【注意】

- ・紙媒体とデータ（【手順】で作成したデータをUSBに入れる）両方の提出が必要です。
- ・推薦枠によって、提出する申請書類が異なります。

【手順】

- ① フォルダー名（「学籍番号＋氏名」）を作成する。
- ② 以下の説明と表をよく読み、ファイルを①で作成したフォルダーに入れてください。

専門職枠・・・下の表の赤色と緑色の提出が必要です。

教員枠・・・下の表の赤色と青色の提出が必要です。

申請書類	ファイル名 *数字は半角
1. 返還免除申請（宇大様式☆-1） 【申請者全員】	1_「学籍番号」＋「氏名」 例：1_236999A 宇大太郎.docx
2. 返還免除候補者選考に関する評価調書 （宇大様式☆-2） 【申請者全員】 ※Excel のまま提出ください。	2_「学籍番号」＋「氏名」 例：2_236999A 宇大太郎.xlsx 評価項目は「II.評価項目及び評価方法」を参照しながら 入れてください。
3.業績を証明する書類 【申請者全員】 ※ファイル名の「資料番号」は、学内選考で優れた業績を 挙げたと評価した資料（各項目ごとに1点）の番号で、 申請書と揃えてください。	3_「氏名」＋「資料」＋「資料番号」_ 例： 3_宇大太郎資料 1-1pdf 3_宇大太郎資料 1-2pdf 3_宇大太郎資料 6-1pdf 3_宇大太郎資料 7-1pdf 3_宇大太郎資料 10-1.jpg
4. 2024 年度業績優秀者返還免除申請書（様式 1-A） 【専門職枠申請者のみ】 ※Excel のまま提出ください。	4_「学籍番号」＋「氏名」＋「申請書」 例：4_236999A 宇大太郎申請書.xlsx

5.【教員免除用】2024 年度業績優秀者返還免除申請者 (様式 1 -B) 【教員枠申請者のみ】 ※Excel のまま提出ください。	5_+「学籍番号」+「氏名」+「申請書」 例：5_236999A 宇大太郎申請書.xlsx
6. 教員採用試験の合格通知書の写し 【教員枠申請者のみ】	6_+「学籍番号」+「氏名」+「教採合格」 例：6_236999A 宇大太郎教採合格 pdf
7. 採用猶予等通知の写し 【教員枠申請者かつ該当者】 ※大学院修了まで採用延期制度の適用を受けている 場合は提出が必要です。	7_+「学籍番号」+「氏名」+「採用延期」 例：7_236999A 宇大太郎採用延期 pdf
8. 在職証明書の写し 【教員枠申請者のみ】 <u>2025 年 4 月 1 日時点で正規教員として在職している ことがわかる書類を就職後に学生支援課まで提出して ください。2025 年 4 月 18 日（金）必着（郵送可）。</u> <u>郵送の場合は、記録が残る手段をご利用ください。</u>	データでの提出は不要です。 郵送する場合は下記の宛先をお願いします。 宇都宮大学学務部学生支援課学生支援係 〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350 TEL：028-649-5101

4) 添付する「業績を証明する資料」について

以下の条件を満たすか確認してください。

- ・提出する資料の拡張子は次ものからお願いします。pdf、docx、xlsx、pptx、ods、odt、gif、jpg、png
- ・大学院で貸与を受けた期間の業績しか対象になりません。学部時代の業績は含めることが出来ません。

【資料の必要項目と最大ページ数】

業績の種類必要項目 評価対象となった項目について、 各1点の資料を提出		必要項目と注意	最大 ページ 数
1	学位論文その他研究論文	【学位論文】 ・申請者名 ・論文タイトル ・論文内容の概要（本文の書き出し部分又は要約を含む） ※論文内容の概要が複数ページに渡る場合には、1ページ目のみ提出してください。 【研究論文】 ・申請者名（著者名）・論文タイトル ・論文内容の概要（本文の書き出し部分又は要約を含む） ・学術雑誌等名及び発行年（査読つきの場合） 【学会での発表】 ・申請者名（発表者名）・題目 ・会議名 ・発表年 ・主催者 ・表彰名、受賞名、優秀賞、順位、奨学金・外部資金獲得 等（表彰等がある場合） 【日本学術振興会の特別研究員に採用、又は、民間財団等が公募している競争的資金を獲得】 ・申請者名 ・年度 ・特別研究員採用の旨又は獲得した競争的資金の名称等の情報 ※特別研究員証明書又は民間財団等が公募している競争的資金に係る証明書等	4
4	著書、データベースその他の著作物 (第一号、及び第二号に掲げるものを除く。)	・申請者名（著者名） ・著書、データベース等タイトル ・発行年 ○下記のいずれか ・申請者が執筆、作成した文章・データの一部 ・申請者が執筆、作成した文章・データの要約 ※著書、データベースの概要が複数ページに渡る場合には、最大ページ数（3ページ）以内で提出してください。	3

5	発明 (専攻分野に関連した)	・申請者名(発明(考案)者名) ・特許等出願番号 ・出願日あるいは登録日 ・特許等の出願時あるいは登録時に付与される番号 ※団体での出願の場合は、申請者名が確認できるもの。	3
6	授業科目の成績 (専攻分野に関連した)	成績証明書は大学で準備しますが、「宇大様式☆-2」「様式 1-A」の業績には必ず入力してください。	2
7	研究又は教育に係る補助業務の実績 (専門分野に関連した)	・申請者名 ・年度 ・研究プロジェクト名又は授業名(専攻分野との関連が分かる程度) ※業務内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数(3ページ)以内で提出してください。 ※大学授業での TA については、用意しますが、「宇大様式☆-1」「様式 1-A」の業績には必ず入力してください。	3
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	・申請者名 ・発表会名 ・年度 ・成績(受賞名、順位等) ※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。	3
9	スポーツの競技会における成績	・申請者名 ・競技会名 ・年度 ・成績(受賞名、順位等) ※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。	3
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	・申請者名 ・活動内容及び実績 ・年度 ・イベント等の名称(専攻分野との関連が分かる程度) ※申請者が参加されたことの確認が取れない資料(写真や新聞記事など)は不備となりますので申請者本人が参加されたことが分かる資料(参加者名簿など)の提出をお願いします。 ※活動内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数(3ページ)以内で提出してください。	3

II. 大学評価項目及び評価方法

業績の種類 (評価項目)	機構が定める 評価基準	機構が定める評価項目の区分	
		大学院における教育研究活動等	専門分野に関連した学外における教育研究活動等
		本学が定める評価項目	本学が定める評価項目
1 省令第 36 条第 1 号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	① 学位論文及びその他の研究論文について、特に優れていると認められること。 2025 年2～3 月の業績について、④⑤の資料は提出物と先方とのメールやり取り等で発表日時が確認できるものをつけてください。 ②③論文掲載審査中のものは先方が受理したことがわかるメール等をつけてください。2025 年 2 月 14 日(金)17:00 まで追加分の受付をします。	② 学会誌等への論文掲載 ③ 学術雑誌等への掲載 ④ 国際会議論文 ⑤ 学会発表 ⑥ 学会表彰 ⑦ 日本学術振興会特別研究員に採用 ⑧ COE 研究員に採用 ⑨ 科学研究費補助金等の研究助成金の獲得
2 省令第 36 条第 2 号に定める「大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。 【実技系の卒業発表や卒業制作が該当します】	②③論文掲載審査中のものは先方が受理したことがわかるメール等をつけてください。2025 年 2 月 14 日(金)17:00 まで追加分の受付をします。	② 権威ある大会及び団体において評価を得たもの ・展覧会、演奏会等への作品発表 ・指導員、審判・審査員等の資格取得及び審査・指導 ・全国的な競技会への出場
3 省令第 36 条第 3 号に定める「大学院設置基準第 16 条の 2 に定める試験及び審査の結果」 【本学では該当しません】	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の	① 試験の結果が特に優れていると認められること。	

	結果が教授会等で特に優れていると認められること。		
4 省令第 36 条第 4 号に定める「著書、データベースその他の著作物（省令第 36 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものを除く。）」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第 36 条第 1 号及び第 2 号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	① 1, 2 以外の著書、データベースが特に優れていると認められること。	② 1, 2 以外の著書、データベース、解説記事等の著作物がある。
5 省令第 36 条第 5 号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	① 特許・実用新案等が特に優れていると認められること。	② 特許・実用新案等の取得あるいは出願をしている。
6 省令第 36 条第 6 号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	① 優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められたこと。 ② 成績評価等により特に優秀と認められたこと。 ③ 「修士課程」特に優れた研究能力及び専門的知識を有すると認められること。 ④ 「博士後期課程」研究者として独立して研究活動を行う能力が顕著であると認められること。	6-③ 大学院研究奨励費(研究グランド) 助成採択・学長賞・研究科長賞
7 省令第 36 条第 7 号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	① リサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること。	② 学外でのリサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること。

8 省令第 36 条第 8 号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	① 国内外における発表会等において、受賞等があること。	音楽分野の研究と関連している人が対象です。
9 省令第 36 条第 9 号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	① 国内外における競技会等において、入賞等があること。	スポーツ分野の研究と関連している人が対象です。
10 省令第 36 条第 10 号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献の活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	① 学内の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの。	② 学外での顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの。
			研究に関係したボランティアに限ります。

評価方法等

- 業績の種類 1 及び 4（教育学研究科については専攻分野に関連した業績として認められる場合には 8 及び 9 を含めるものとする。）を主要業績群、それ以外を参考業績群とし、評価の比重は 2 : 1 とする。
 - 主要業績群と参考業績群の各評価項目について総合評価する。
 - 主要業績群

特に優れた業績の評価を A（10 点）及び B（8 点）とする。

優れた業績の評価を C（6 点）、D（4 点）及び E（2 点）とする。
 - 参考業績群

特に優れた業績の評価を A（5 点）及び B（4 点）とする。

優れた業績の評価を C（3 点）、D（2 点）及び E（1 点）とする。
 - 評価項目ごとに、大学院奨学金返還免除候補者選考に関する評価調書（様式第 1）に評価内容を記入し、証明する書類を記載する。
 - 総合評価点の高い順から推薦順位を決定する。
- （注）業績 8、9 及び 10 は、専攻分野に関連した業績でないと認められない。